

2025 最低賃金

2025 年の最低賃金の改定額についてまとめました。過去最高の引き上げとなった昨年をさらに上回り、全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円、66 円の引き上げ）となっています。

最高額は東京都の 1,226 円、最低額は高知県、宮崎県、沖縄県の 1,023 円でした。

例年ですと 10 月頃に効力が発生となりますが、2025 年度については 11 月や 12 月、来年 3 月発効といった県もありますので、ご自身の地域の発効日についてご確認の上、必要に応じて給与改定を行うようにしてください。

《最低賃金金額以上かどうかを確認する方法》

時給計算の場合は、単純に現在の時給との比較により改定額を計算できますが、月給の場合は月給を 1 か月の平均所定労働時間で割ることにより、1 時間当たりの給与額を計算し、最低賃金金額と比較するようにしてください。

また、歩合給の場合には歩合給によって計算された賃金の総額を、総労働時間で割って 1 時間当たりの給与額を計算した上で、最低賃金額と比較します。

地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者は、50 万円以下の罰金に処せられますのでご注意ください。

橋本会計お客様地域の最低賃金2025

番号	都道府県名	改定額	現状	引上げ額	改定予定年月日
1	岩手県	1,031	952	79	2025年12月1日
2	宮城県	1,038	973	65	2025年10月4日
3	秋田県	1,031	951	80	2026年3月31日
4	山形県	1,032	955	77	2025年12月23日
5	茨城県	1,074	1,005	69	2025年10月12日
6	栃木県	1,068	1,004	64	2025年10月1日
7	群馬県	1,063	985	78	2026年3月1日
8	埼玉県	1,141	1,078	63	2025年11月1日
9	千葉県	1,140	1,076	64	2025年10月3日
10	東京都	1,226	1,163	63	2025年10月3日
11	神奈川県	1,225	1,162	63	2025年10月4日
12	静岡県	1,097	1,034	63	2025年11月1日
	全国平均	1,121	1,055	66	

歯科会計®

チケットレストラン

今後の歯科経営の最重要課題として、従業員の採用と定着が挙げられます。そのため、従業員の福利厚生に力を入れている医院様も増えています。福利厚生の例としては、有給休暇以外の休暇、健康診断等、研修費補助、従業員社宅制度、スポーツクラブ加入、保養施設利用等がありますが、その中の一つに食事補助制度があります。

今回は最近注目されている「チケットレストラン」についてご紹介します。

1. チケットレストランとは

チケットレストランとは、専用のプリペイドカードに、事業者と従業員で半分ずつ費用を出し合い、加盟店の飲食店やコンビニで利用することができるサービスです。

事業者が半額負担するので、従業員にとっては昼食代が実質半額となり満足度が高く、従業員の採用と定着にも貢献できます。



現在多くの企業で導入が進んでおり、注目の食に関する福利厚生です。

2. 節税メリット

所得税の非課税要件として、上限月額 3,500 円で事業者の食事補助額と同額以上を従業員が負担するという決まりがあります。この要件を満たすことにより、月額 3,500 円を非課税で従業員に支給することができます。

これを 3,500 円の賃上げとした場合、所得税、社会保険料等がかかるため、実質手取額 3,500 円以下となってしまいます。

従業員は手取りが増加し、事業者にとっても社会保険料が抑えられるため、双方にとってメリットがあります。

3. 利用の仕方

事業者は月 1 回利用額をチャージします。非課税限度額 3,500 円+事業者負担 3,500 円で一人当たり月 7,000 円までのチャージ額となります。

その後、その月の給与計算の際に、食事補助として 3,500 円を控除します。

利用できる店舗は、大手コンビニの他、ファミレス、ファーストフード店、カフェ等幅広いお店で使うことができます。

4. 利用時の注意点

- ・チケットレストランは食事補助の制度のため、飲食物以外の購入には利用できません。
- ・1 日当たりの利用限度額は 2,500 円までとなります。
- ・残高が無くなってしまった場合には、個人でチャージすることができませんので、次月まで待つ必要があります。

5. 申し込み方法

チケットレストランは、株式会社エデンレッドジャパンが運営しているサービスです。

ご興味がありましたら、橋本会計担当者までお問い合わせください。

資産承継

贈与税の非課税制度まとめ

2025 年も残すところあと 3 ヶ月となりました。そこで年内の相続対策（贈与対策）を踏まえまして、贈与税の非課税制度について以下まとめます。

<贈与税の非課税制度>

	非課税額	期限等留意点
暦年贈与の基礎控除	基礎控除 110 万円	2024 年 1 月 1 日以降の法定相続人等への暦年贈与については、相続開始前 7 年以内の贈与まで相続財産へ加算対象となりました。
相続時精算課税制度	・ 基礎控除 110 万 ・ 非課税枠 2500 万円（贈与時非課税だが、相続時に加算し課税）	適用のためには選択届の提出が必要です。 2024 年から基礎控除 110 万円が創設され利用者が増加していく見込です。 贈与対象者は 18 歳以上の直系卑属（贈与者は 60 歳以上）。
住宅取得等資金の贈与	一般住宅 500 万円 省エネ等住宅 1000 万円	2026 年 12 月末までの贈与 贈与対象者は 18 歳以上の直系卑属
夫婦間の居住用不動産贈与	2 0 0 0 万円	婚姻期間 20 年以上経過の夫婦間
教育資金贈与	1 5 0 0 万円	2026 年 3 月末まで 金融機関等で手続
結婚・子育て資金贈与	1 0 0 0 万円	2027 年 3 月末まで 金融機関等で手続

暦年贈与については、7 年内贈与加算の兼ね合いもありますので、今後の毎年の贈与を暦年贈与で継続するのか、相続時精算課税制度に切り替えて 110 万円の基礎控除を確実なものにしていくのか、年齢等考慮して検討することが重要です。

暦年贈与による贈与を実施する場合には、将来の相続税の税率見込を踏まえ、110 万円を超える贈与額（相続税率より低い贈与税率となる水準）での実施もご検討ください。

非課税贈与制度に関しては実施期限の設定もありますので、期限をふまえて相続対策に有効活用していただければと思います。